

(H 1 2 . 2 . 2 5)
地 法 小 1 8)

外形標準課税関係資料

銀行業等に対する外形標準課税の導入について

1 目的

安定的な税収及び税負担の公平性の確保

2 根拠

現行事業税の課税標準の特例規定を活用(地方税法第72条の19)

3 納税義務者

都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。

(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)

4 課税標準

当該事業年度の「業務粗利益」

※ 「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」

5 税率

3% (ただし、「特別法人」については2%)

6 分割基準

現行事業税の分割基準を適用

7 その他

(1) 5年間の時限措置とする。

(2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

地方税法 (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(事業税の課税標準の特例)

第七十二条の十九 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に對する事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第七十二条第一項、第七十二条の十二及び第七十二条の十六の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

(事業税の標準税率等)

第七十二条の二十二 法人の行う事業に對する事業税の標準税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 収入金額の百分の一・五
- 二 その他の事業を行う法人 特別法人

所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五

所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の八・四

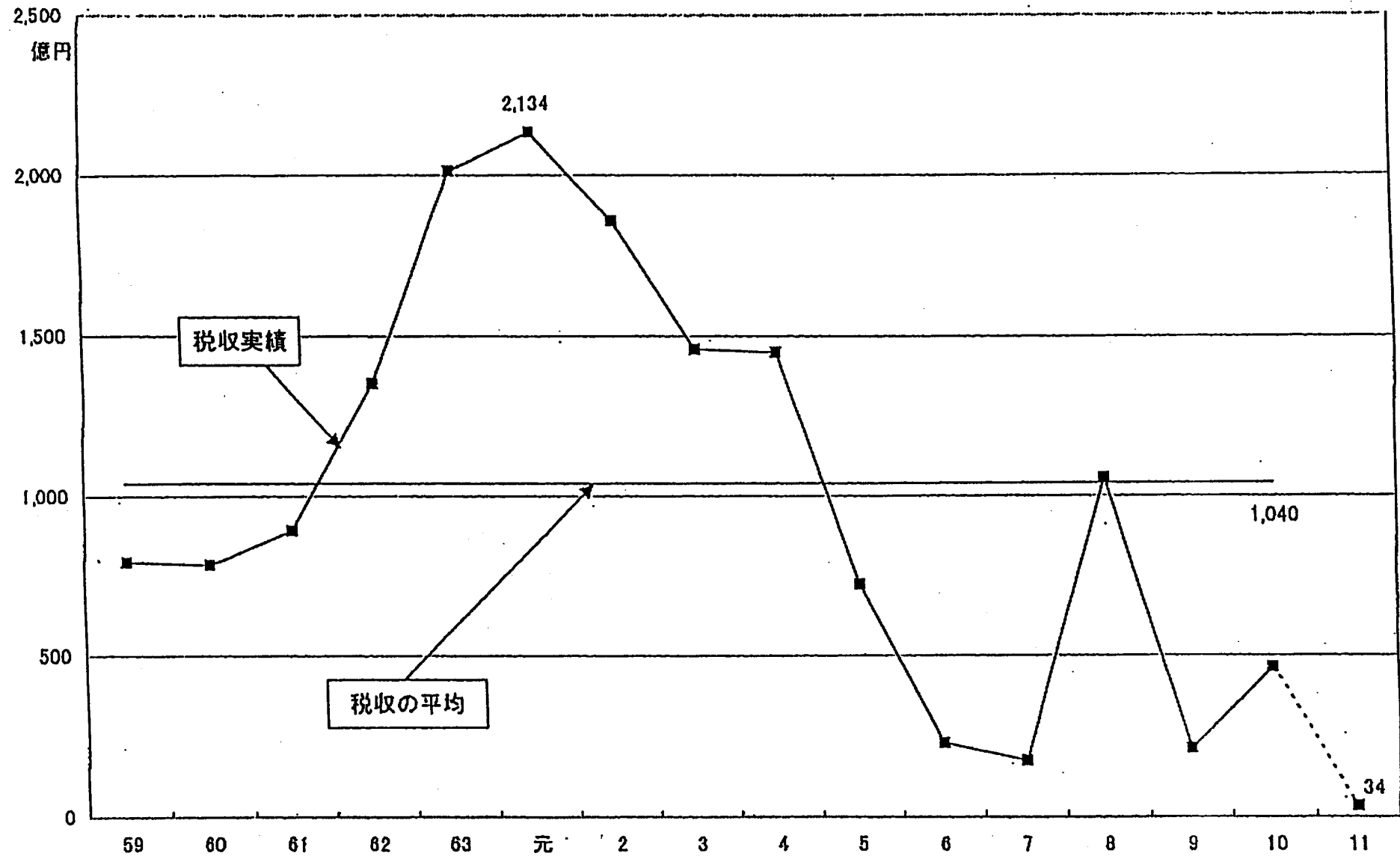
所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得の百分の十一

2
5
7
略

8 道府県は、第一項、第二項及び第六項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、第一項各号に掲げる区分に應ずる当該各号に掲げる率、第二項に規定する特別法人に係る率及びその他の法人に係る率並びに第六項各号に掲げる区分に應ずる当該各号に掲げる率に、それぞれ一・一を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

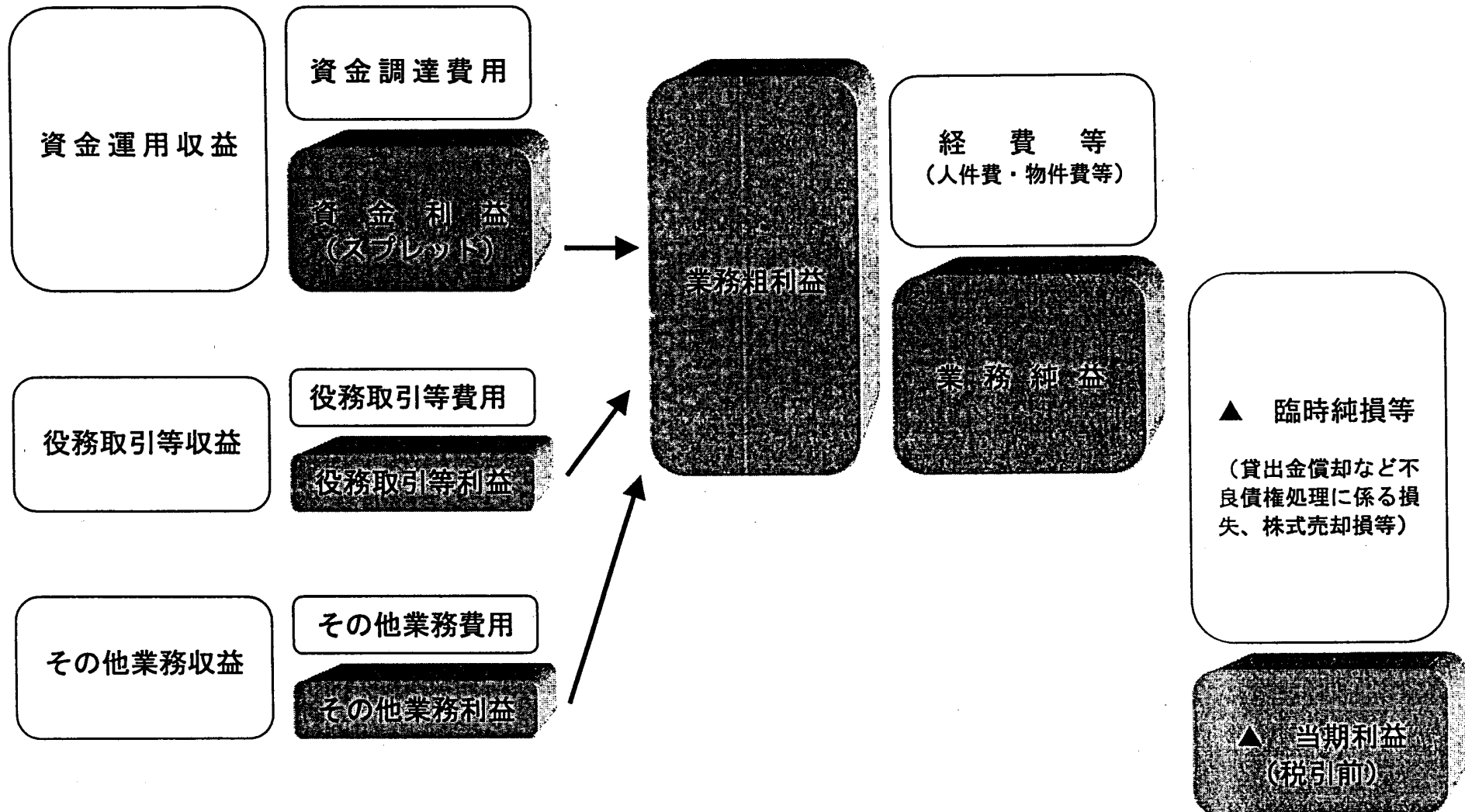
9 道府県が第七十二条の十九の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項、第二項、第六項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

主要19行と日本銀行の法人事業税の税収実績及び平均(過去15年間) 〔 H 1 2 . 2 東 京 都 〕



業 務 粗 利 益 の 概 略 図

(H 1 2 . 2)
東 京 都



銀行資金量上位50行

資金量(99年3月末、単位:億円、% ▲減)

(伸び率は98年3月末比。対象は全国銀行、在日外銀、第二地方銀行、労働金庫、信農連、信漁連及び系統上部団体、商工中金)

	行名	資金量	伸び率
1	東京三菱銀行	481,915	▲15.4
2	農林中央金庫	357,262	▲2.1
3	第一勧業銀行	351,677	▲5.4
4	三和銀行	344,189	▲6.7
5	住友銀行	330,013	▲11.7
6	さくら銀行	329,656	▲9.4
7	三菱信託銀行	323,578	▲2.0
8	富士銀行	321,231	▲6.7
9	住友信託銀行	309,155	2.0
10	三井信託銀行	296,440	0.1
11	日本興業銀行	280,419	▲7.7
12	大和銀行	241,271	0.0
13	あさひ銀行	213,359	▲3.8
14	東海銀行	207,711	▲4.9
15	安田信託銀行	196,437	▲4.0
16	東洋信託銀行	195,847	0.5
17	全国信用金庫連合会	149,849	2.9
18	商工中金	130,093	▲1.6
19	中央信託銀行	126,450	10.6
20	日本長期信用銀行	110,301	▲38.2
21	横浜銀行	89,131	▲0.5
22	静岡銀行	67,511	0.6
23	日本債券信用銀行	67,018	▲10.4
24	千葉銀行	65,059	0.0
25	常陽銀行	58,589	▲1.5
26	福岡銀行	57,295	▲0.6
27	足利銀行	51,770	1.8
28	北陸銀行	51,161	▲1.6
29	八十二銀行	50,363	1.0

30	日本信託銀行	48,730	10.0
31	広島銀行	48,625	▲0.9
32	北洋銀行	48,134	144.7
33	群馬銀行	47,058	▲0.2
34	中国銀行	44,733	2.5
35	七十七銀行	43,582	3.9
36	山口銀行	42,017	▲0.4
37	西日本銀行	39,382	▲1.5
38	京都銀行	36,693	1.5
39	京都市銀行	34,646	1.7
40	南都銀行	34,149	2.7
41	北海道銀行	33,244	6.5
42	第四銀行	33,042	▲0.8
43	伊予銀行	32,148	1.2
44	滋賀銀行	31,778	▲0.8
45	全国信用協同組合連合会	30,084	▲0.2
46	愛知県信連	30,081	1.2
47	山陰合同銀行	30,046	2.5
48	百五銀行	29,770	1.0
49	百十四銀行	29,542	▲1.7
50	兵庫信連	28,246	0.0

+ 日本銀行
= 30行

銀行業等に対する東京都の外形標準課税について

〔平成 12 年 2 月 22 日〕
〔閣 議 口 頭 了 解〕

東京都知事は、平成 12 年第 1 回東京都議会定例会に「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例案」の提出を予定しているところである。

この条例案は、地方税法第 72 条の 19 に基づくものであるが、およそ、税制については、国税・地方税を問わず、公平・中立等の租税原則に則ることはもとより、他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされなければならない。

○

国としては、東京都案は、下記の問題を孕むものであると認識するものであり、東京都において慎重な対応を求めたい。

記

1. 銀行業等という特定の業種のみに対して外形標準課税を新たに導入すること、資金量 5 兆円以上の銀行業等に対象を限定することに合理的理由があるか疑問がある。
2. 地方税法第 72 条の 19 により外形標準課税を導入する場合には所得等を課税標準とする場合の「負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない」（地方税法第 72 条の 22 第 9 項）とされており、この規定との関係において、東京都案には疑問がある。
3. 法人事業税の税額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入される（法人税法第 22 条第 3 項）こと等から、東京都案によれば、實際上、今後、東京都以外の地方団体の法人関係税及び地方団体全体の地方交付税原資が減少することになる。
4. これまで、政府税制調査会を中心に、47 都道府県全てにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討してきている中で、東京都だけが独自に銀行業等という特定の業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当か疑問がある。
5. 日本経済の状況を考えると、金融システムの安定を確保することが喫緊の政策課題である。このため、金融機関の健全性強化のための自助努力に加えて、国としても公的資金を用い、最大限の取組み

を行っているところである。今回の東京都案は、こうした金融安定化策と整合性を欠くものである。

東京都案が実施されることとなれば、銀行等の自己資本の減少とともに、不良債権処理の遅延、経営健全化計画の履行及び公的資金の返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡、といった問題が生じることが懸念される。

また、世界の金融センターを目指す東京金融市場に対する予見可能性、信頼性について、国際的な疑念を招くおそれがある。

法 人 事 業 税 の 概 要

(1) 課税団体 都道府県

(2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

(3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得金額課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)	改 正 前
普通法人	普通法人
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超800万円以下の所得 7.3%(Δ1.1%)	年400万円超800万円以下の所得 8.4%
年800万円超の所得及び清算所得 9.6%(Δ1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得 11%
特別法人（協同組合等）	特別法人（協同組合等）
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超の所得及び清算所得 6.6%(Δ0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得 7.5%

(参考) 平成10年度改正までは下記のとおり

普通法人	特別法人
年350万円以下の所得 6%	年350万円以下の所得 6%
年350万円超700万円以下の所得 9%	年350万円超の所得及び清算所得 8%
年700万円超の所得及び清算所得 12%	

(現 行) (改正前)

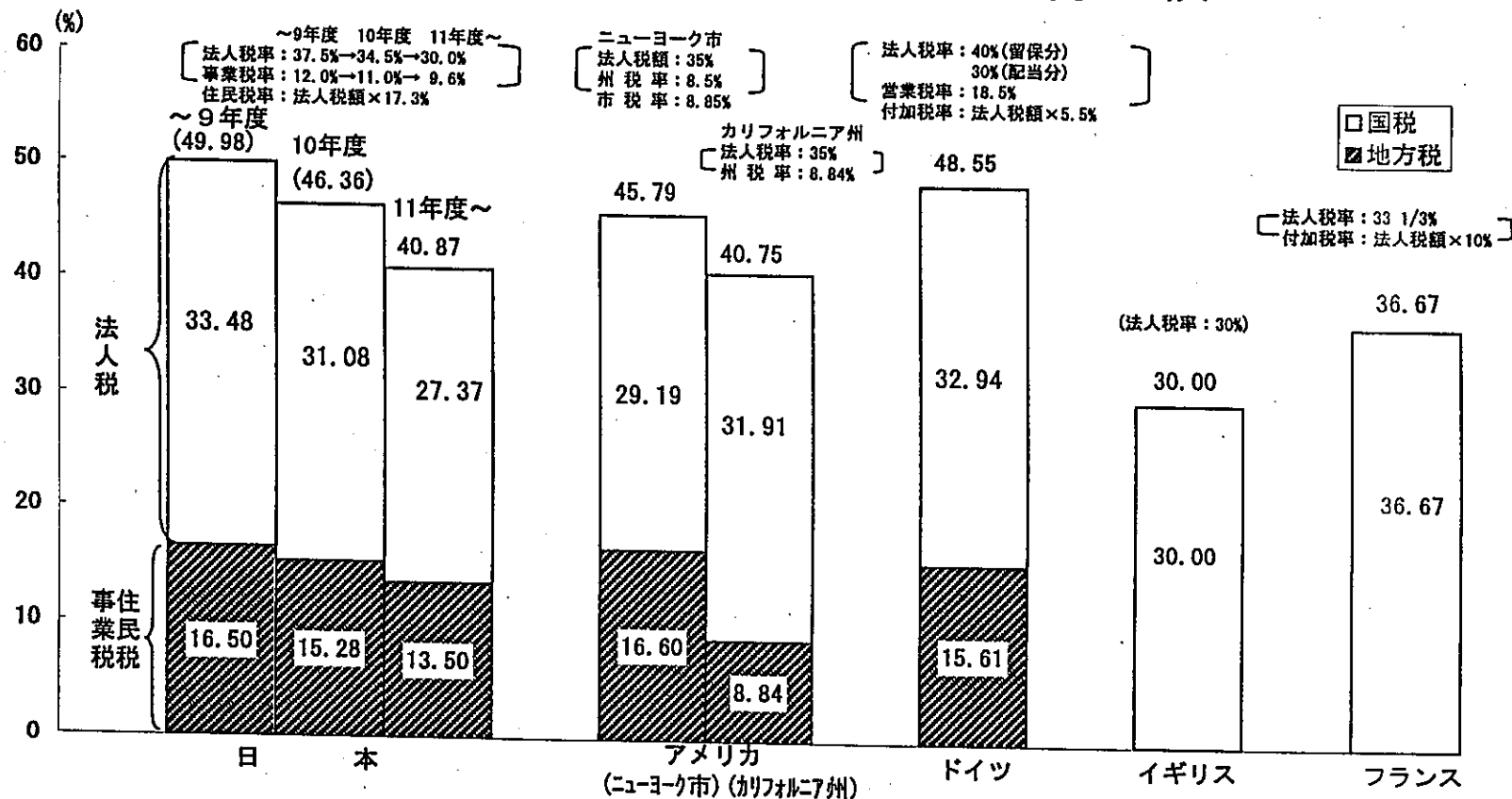
② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

(5) 税 収 42,114億円（平成10年度決算額）

(参考)

平成3年度決算額	64,763億円	※注 東京都における事業税額 15,806億円（元年度決算額（ピーク時））
	↓	↓
平成11年度決算見込額	36,929億円	7,911億円（東京都による決算見込額）

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の10%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャープ使節団『日本税制報告書』（第一次シャープ勧告）

昭和25年
昭和26年） 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成 8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告
「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税收の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」
「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考え。」
「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税收の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成 9年 政府税制調査会答申
「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）
政府税制調査会答申（12月）
「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月16日
政府税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(5) 外形標準課税

（略）外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることとなります。さらに、経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます。

このように、外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たったの諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。

また、このような具体的な検討を進めることを通じ、外形標準課税の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要があると考えます。

政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(H11.7.9)のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

応益課税としての税の性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進

※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み

小委員会で検討した外形基準の4つの類型

① 事業活動によって生み出された価値 (事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

② 給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③ 物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④ 資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業者数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ① 税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ② 納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③ 外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

税負担等への配慮に関する課題

- ① 中小法人に対する一定の配慮が必要
- ② 雇用への影響についての留意が必要
- ③ 適切な経過措置が必要

(結び)

- ・ できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・ 今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛知	5,010	5,538	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2
全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,295	42,114	-22,649	-35.0

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※各年度とも決算額による。

利益法人及び欠損法人の状況

(平成10年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,450,418	824,113	33.6	1,626,305	66.4
資本金1億円以下	2,421,271	809,046	33.4	1,612,225	66.6
資本金1億円超	29,147	15,067	51.7	14,080	48.3

(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４年～８年（度）の平均値
所得（都道府県課税状況調による所得）	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

（参考） 資本等の金額

１０５兆円程度

- （注） １．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
 ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。
 また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
 ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
 利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
 ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
 ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調査」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
 なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
 ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
 ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
 ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。